

# 山口県の集落協定取組事例集（令和4年度）

中山間地域等直接支払制度の第5期対策では、集落の維持・強化の観点から制度の拡充が図られ、これまでよりもさらに取り組みやすい制度となっています。この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけて、農用地を守る様々な取り組みが県内各地で展開されています。

## ～ 各集落協定における活動の様子 ～



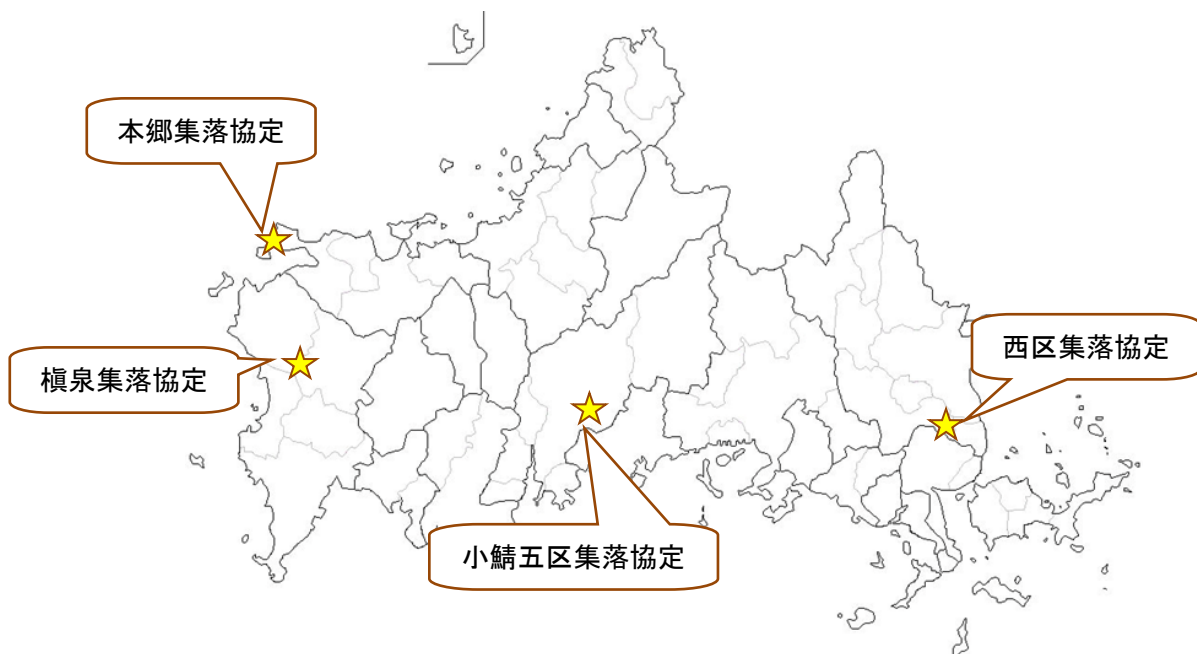
令和5年（2023年）9月

山口県農林水産部農村整備課

## 目 次

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ○集団的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組む事例      | ・・・ 1 |
| ・岩国市／西区集落協定                    |       |
| 「持続的な支え合いを目指した集落づくり」           |       |
| ○機械・農作業の共同化に取り組む事例             | ・・・ 3 |
| ・山口市／小鯖五区集落協定                  |       |
| 「生産性向上加算によるドローン共同防除体制の整備」      |       |
| ○農事組合法人との連携に取り組む事例             | ・・・ 5 |
| ・下関市／槇泉集落協定                    |       |
| 「共創の力で中山間地域を再生」                |       |
| ○イベント開催による棚田 PR 活動と水田放牧に取り組む事例 | ・・・ 7 |
| ・長門市／本郷集落協定                    |       |
| 「棚田 PR 活動と水田放牧により棚田保全に取り組む」    |       |

### 《掲載事例の位置図》



### \* 中山間地域等直接支払制度とは？

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、農用地の傾斜と面積に応じて一定額の交付金を支払う制度のこと（活動期間：1期5年）。交付金は協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できる（用途はあらかじめ協定に定めておく必要あり）。

<集団的かつ持続可能な支援体制の構築に取り組む事例>

## ○持続的な支え合いを目指した集落づくり

### 1. 集落協定の概要

|               |                             |               |         |            |
|---------------|-----------------------------|---------------|---------|------------|
| 市町・協定名        | 岩国市 ・ <sup>にしく</sup> 西区集落協定 |               |         |            |
| 協定面積<br>4.0ha | 田 (96%)<br>水稲               | 畑 (4%)<br>野菜等 | 草地<br>— | 採草放牧地<br>— |
| 交付金額<br>94万円  | 個人配分                        |               |         | 44%        |
|               | 共同取組活動                      |               |         | 56%        |
| 単価区分<br>体制整備  | 代表者・書記・会計等への報酬              |               |         | 5%         |
|               | サロンの機能拡充                    |               |         | 13%        |
|               | 水路・農道等の整備、景観作物の栽培経費         |               |         | 28%        |
|               | 積立（共同機械購入費）                 |               |         | 11%        |
| 協定参加者         | 農業者 11人                     |               |         | 開始：平成17年度  |
| 人・農地プランの作成状況  | 集落全域で作成済                    |               |         |            |

### 2. 取組に至る経緯

西区集落は、由宇町内では場整備がされた唯一の地域であり、農業整備の基盤が整っている。農作業の受委託により耕作放棄地を解消し、将来にわたり多面的機能の確保や農道・水路の基盤整備を行っていくため、平成17年度から継続して本制度に取り組んでいる。

### 3. 取組の内容

共同取組活動として、定期的にコミュニティサロン（長田サロン）を開催し、非農業者も含めた行事への参加者の増加と交流促進に努める。また、役員を中心に地域内の農地の管理、農道・水路の補修・舗装などの維持管理、集会施設や集落道などの定期的な清掃・草刈・補修を実施。安定的・持続的に支えあいながら農業に取り組み、様々な行事も協力して行えるように、地域が一体となった活動を展開している。



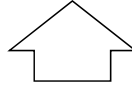
【西区集落全景】



【長田サロンの様子】

## [集落の将来像]

将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築



## [将来像を実現するための活動目標]

・持続可能な互いに支え合う体制整備

## 農業生産活動等

農地の耕作・管理

・田 3.8ha

個別対応・共同取組活動

水路・作業道の管理

・水路 0.8 km

年2回清掃草刈り

・道路 1.0 km

年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

随時

共同取組活動

柵・ネットの維持・補修

年1回

共同取組活動

## 多面的機能増進活動

景観作物作付け

・菜の花 0.3ha 植栽

・農道脇に植栽したアジ

サイなどの手入れ

共同取組活動

## 加算措置としての取組等

集落機能強化加算

・コミュニティサロンの

定期的な開催

共同取組活動

## 4. 今後の課題等

集落内の高齢化及び人口減少、担い手の不足



## <機械・農作業の共同化に取り組む事例>

# ○生産性向上加算によるドローン共同防除の体制整備

## 1. 集落協定の概要

|                |                                     |   |    |           |
|----------------|-------------------------------------|---|----|-----------|
| 市町村・協定名        | 山口市 ・ <small>おさばごく</small> 小鯖五区集落協定 |   |    |           |
| 協定面積<br>22.0ha | 田 (100%)                            | 畑 | 草地 | 採草放牧地     |
|                | 水稲                                  | — | —  | —         |
| 交付金額<br>320万円  | 個人配分                                |   |    | 36%       |
|                | 共同取組活動                              |   |    | 64%       |
|                | 防除用ドローンに係る費用                        |   |    | 33%       |
|                | 多面的機能増進活動                           |   |    | 22%       |
| 単価区分<br>体制整備   | 役員報酬・事務費                            |   |    | 6%        |
|                | 共同作業日当                              |   |    | 3%        |
| 協定参加者          | 農業者 26人、3組合                         |   |    | 開始：平成12年度 |
| 人・農地プランの作成状況   | 集落全域で作成済                            |   |    |           |

## 2. 取組に至る経緯

高齢化と防除作業に伴う労力削減のため、「ヘリコプター」による防除作業の依頼が増加・定着化していた。しかし、同時期の防除作業希望者が多数あるなど、順番待ちは避けられず、適期防除が出来ない状況も発生していた。地域内では、「病虫害発生時に直ぐ防除して欲しい」との要望が多く聞かれたことから、中山間役員会・総会において、「ドローン」導入による防除作業を行うことを決め、生産性向上加算に取り組むこととした。

## 3. 取組の内容

集落内でのドローン防除体制を整備することを目的に、ドローン総合保険・傷害保険の加入や定期的な整備点検の委託、オペレータの育成（当初2名体制から4名へ増）、防除料(2,500円/10a)の見直し等を行っている。



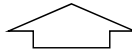
【植栽したシバザクラ】



【ドローン防除の様子】

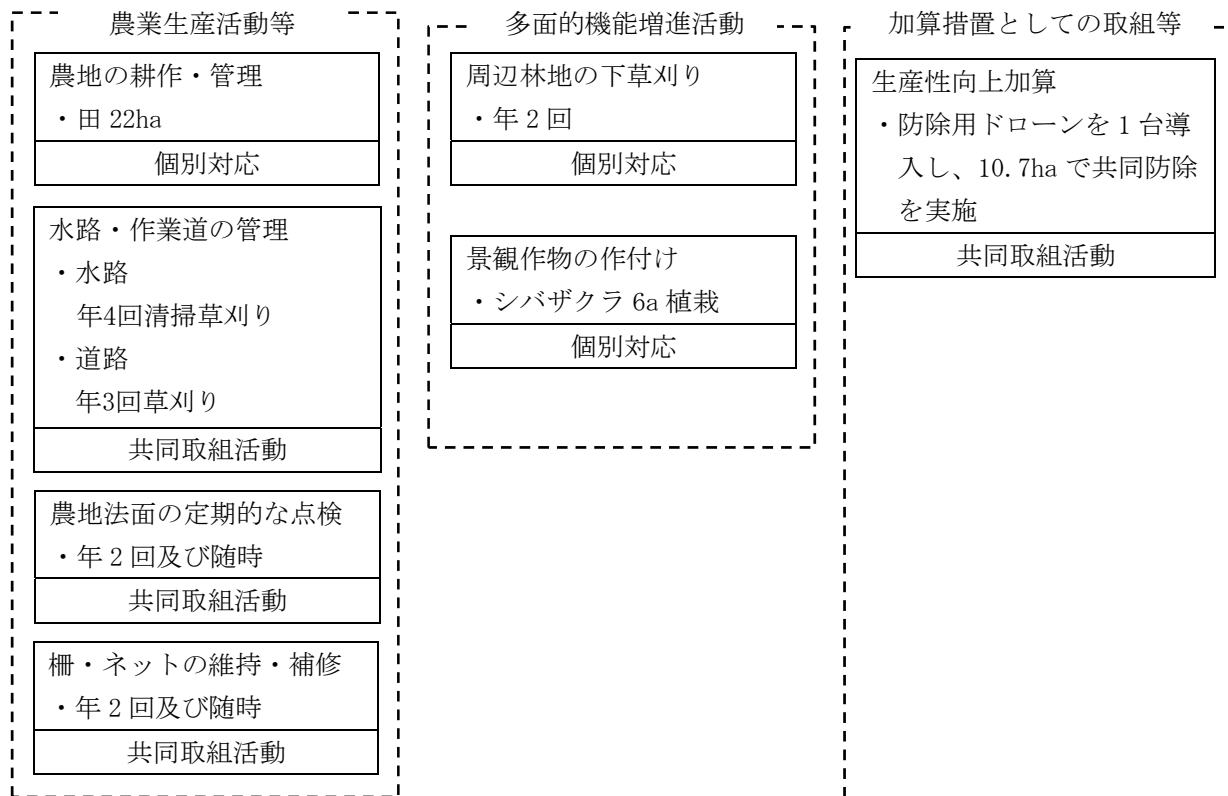
### [集落の将来像]

将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築



### [将来像を実現するための活動目標]

○ 集落内の担い手による農作業委託を進め、持続的な体制整備を図るとともに防除用ドローンを導入し、農作業の共同化及び作業時間短縮を目指す



### [集落外との連携]

隣接する小鯖3区集落協定でも同型のドローンを導入し防除を行う予定である。今後、ドローン防除の技術・知識面等について、相互の情報交換も視野に入れている。

## 4. 今後の課題等

薬剤のほか、肥料や追肥等散布の省力化のため、大型多機能ドローンを導入したいと考えている。一協定での導入が難しい場合は、隣接集落との共同取組とすることや大型ドローンのオペレータの育成も必要となってくる。

## <農事組合法人との連携に取り組む事例>

# ○共創の力で中山間地域を再生

## 1. 集落協定の概要

|              |                                |   |    |           |
|--------------|--------------------------------|---|----|-----------|
| 市町村・協定名      | 下関市 ・ 槇泉 <sup>まきいづみ</sup> 集落協定 |   |    |           |
| 協定面積         | 田 (100%)                       | 畑 | 草地 | 採草放牧地     |
| 25.6ha       | 水稲・小麦・黒大豆                      | — | —  | —         |
| 交付金額         | 個人配分                           |   |    | 18%       |
| 305万円        | 共同取組活動                         |   |    | 82%       |
| 単価区分<br>体制整備 | 役員報酬                           |   |    | 5%        |
|              | 研修会等費                          |   |    | 3%        |
|              | 水路・農道の維持管理                     |   |    | 6%        |
|              | 農用地維持管理費（景観作物作付費含む）            |   |    | 66%       |
|              | 鳥獣被害防止対策費                      |   |    | 1%        |
|              | その他事務費等                        |   |    | 1%        |
| 協定参加者        | 農業者 12人 法人組織等 1団体              |   |    | 開始：平成12年度 |
| 人・農地プランの作成状況 | 集落全域で作成済                       |   |    |           |

## 2. 取組に至る経緯

下笠路子地区は、下関市豊田町の西側、豊北町との境界線沿いに位置しており、地区の大部分を山林が占め、南北を走る県道豊田栗野港線沿いの細長い形状をした盆地に集落がある。本集落は離農や高齢化が進み、耕作放棄地の発生が懸念されるなか、中山間地域等直接支払を活用して農機具等を購入し、持続的に農地を利用しながら地域の活性化を図ってきた。また、地域の集落営農法人・（農）和泉の里の後継者を含む新規就農者の確保・育成に努めつつ、地域住民も交えて地域全体で農地を利用する仕組みの構築が継続できるよう共創し体制を整えることに、本制度を活用して取り組んでいる。

## 3. 取組の内容

本協定では、耕作放棄地の発生の防止や将来に渡り持続的な農業生産活動等を可能とすること等を協定に定め、活動を展開している。活動にあたっては（農）和泉の里を中心に、協定農用地内の水路・農道の清掃や年1回以上の草刈り、鳥獣害防止柵の維持管理、法面の定期的な点検等を行っている。急斜面での草刈り作業の労力を軽減するため、第5期対策の加算を利用し、防草シートの施工などの取り組みを進めている。



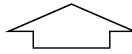
【槇泉集落風景】



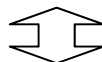
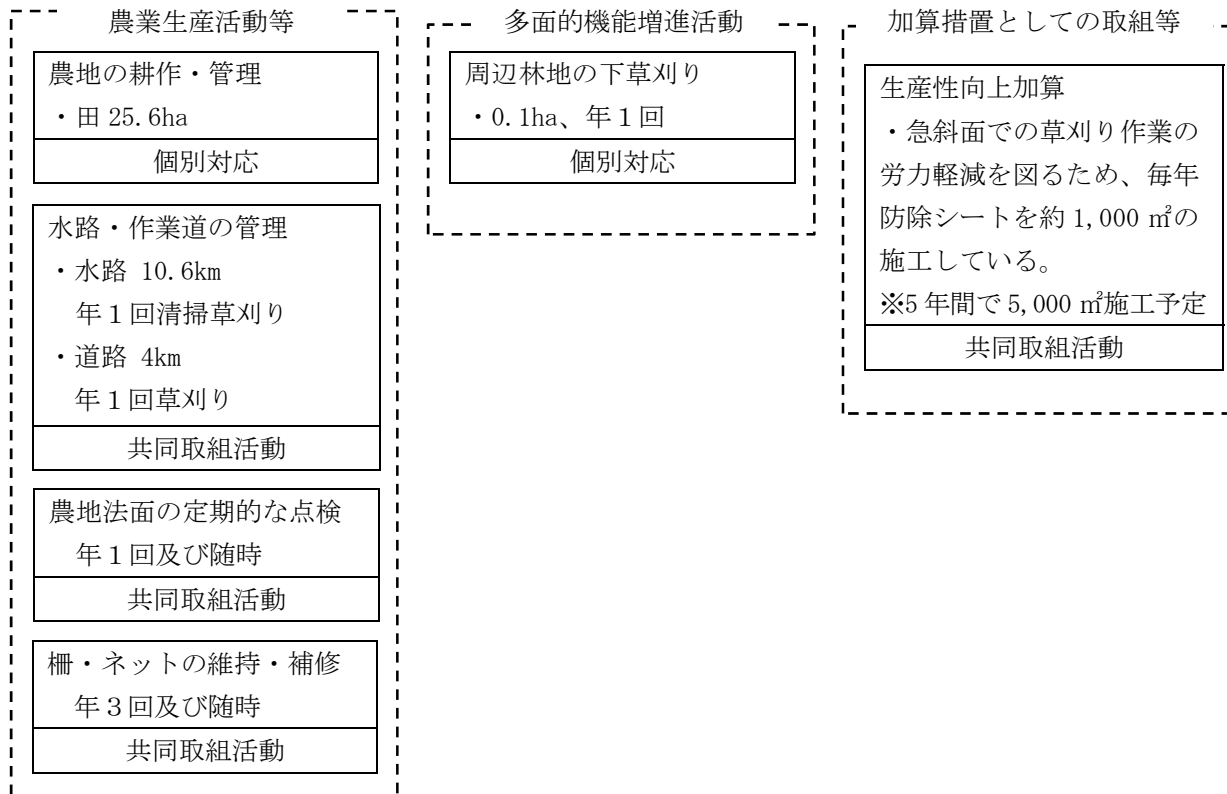
【防草シートの施工】

## [集落の将来像]

将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築



## [将来像を実現するための活動目標]



## [集落外との連携]

多面的機能支払交付金制度にも取り組んでおり、当制度と併せて積極的に活動している。

## 4. 今後の課題等

(農) 和泉の里を中心に地域の担い手として農地の集積を進め、集落内の耕作放棄地の発生の防止に努めているが、集落内の高齢化や後継者不足等の問題がある。

これらの問題に対応するため、大型機械の導入及び防草シートを施工するなど、労力軽減や農地の維持管理の仕組みづくりを検討している。



<イベント開催による棚田 PR 活動と水田放牧に取り組む事例>

## ○棚田 PR 活動と水田放牧により棚田保全に取り組む

### 1. 集落協定の概要

|                |                              |          |    |           |
|----------------|------------------------------|----------|----|-----------|
| 市町村・協定名        | 長門市 ・ <sup>ほんごう</sup> 本郷集落協定 |          |    |           |
| 協定面積<br>27.8ha | 田 (99.4%)                    | 畑 (0.6%) | 草地 | 採草放牧地     |
|                | 水稻・飼料作物                      | 野菜等      | —  | —         |
| 交付金額<br>725万円  | 個人配分                         |          |    | 70%       |
|                | 共同取組活動                       |          |    | 30%       |
| 単価区分<br>体制整備   | 鳥獣被害防止対策費                    |          |    | 9%        |
|                | 水路・農道管理費                     |          |    | 9%        |
|                | 共同利用機械等購入費                   |          |    | 6%        |
|                | 棚田保全及びPR等に係る取組み経費外           |          |    | 6%        |
| 協定参加者          | 農業者 19人                      |          |    | 開始：平成12年度 |
| 人・農地プランの作成状況   | 集落全域で作成済                     |          |    |           |

### 2. 取組に至る経緯

本郷集落は向津具半島の中心に位置し、急傾斜の棚田を多く有する地区であるため、耕作放棄地の増加や担い手不足は当地域においても大きな課題となっていた。そんな中、協定参加者で若手の畜産農家数名が、これ以上この集落から耕作放棄地を増やしたくない、美しい棚田の風景を守っていききたいとの思いで水田放牧に取組み、農地の保全に大きく寄与している。

### 3. 取組の内容

主な取組としては、棚田の景観保全や耕作放棄地を未然に防ぐための水田放牧を行っている。最近では、草刈サミットの開催や県外のイベントで棚田米を販売、市内のマラソンイベントでロールアートを展示するなど、棚田の PR 活動にも取り組んでいる。また、法面の保護と、見ても楽しめる景観となるよう、法面に桜の苗木を植樹する活動を行った。また、法面の草刈りで刈った野草をロールにし、発酵させ、牛のための保存食として野草のサイレージを作るなど新たな取組も実践している。



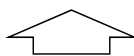
【草刈サミットの風景】



【水田放牧の風景】

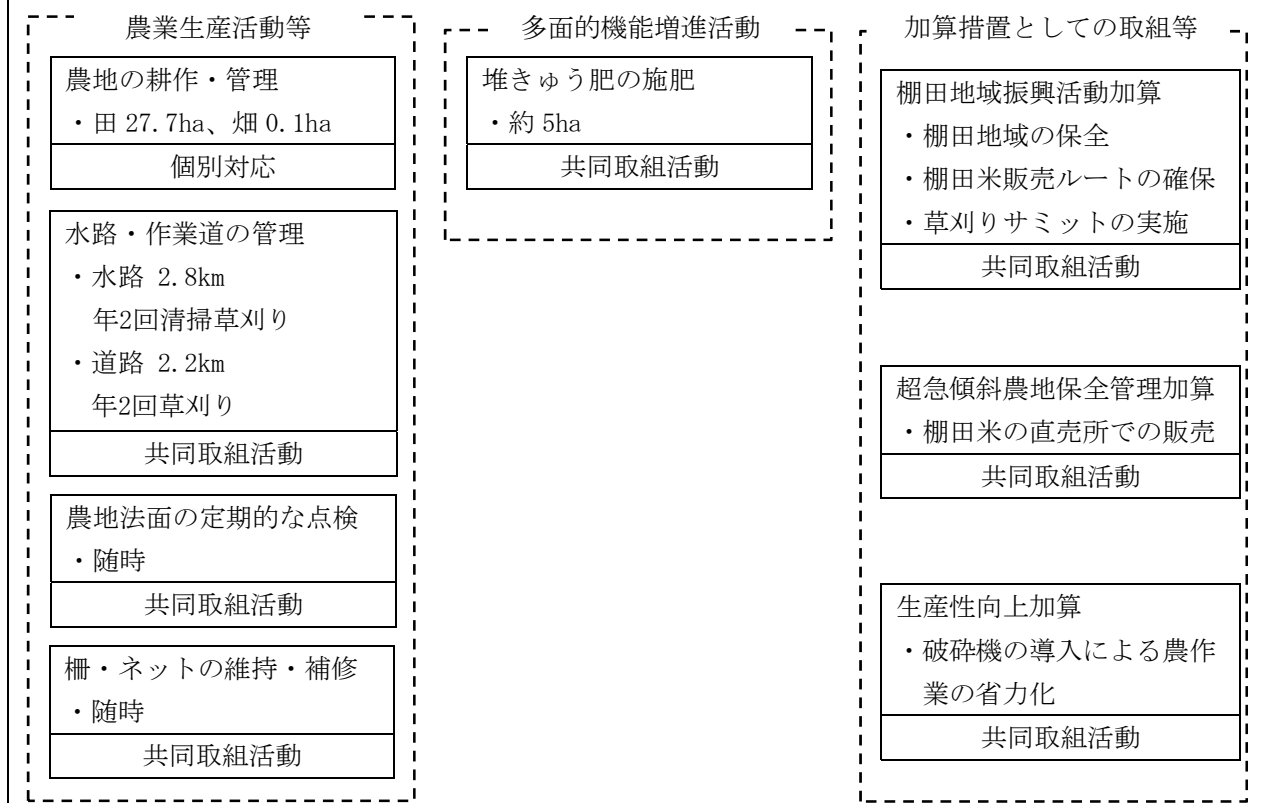
## [集落の将来像]

協定の担い手となる新たな人材の育成・確保に取り組む。



## [将来像を実現するための活動目標]

○認定農業者の育成



## [集落外との連携]

集落外の移住者と連携して、棚田の保全活動、地域のまつりや地元の小学校行事に参加して棚田PR活動を行っている。

※第4期対策の主な成果として次のような取組みを実施。これらにより、令和元年に開催された「全国棚田（千枚田）サミット」での現地見学の地に指定される等、多くの方へ取組みをPRできた。

- ・水田放牧等による棚田保全への取組
- ・地域のまつりでの、棚田PR活動
- ・棚田で生産された棚田米の直売所での販売

## 4. 今後の課題等

- ・これまでの取組により、特に若者の中で棚田の景観を守っていこうという意識がしつかりと身についたことは、大きな変化である。これらが、棚田保全への更なる取組に対する意識向上へとつながっている。
- ・棚田米については、オーダーがあれば生産するなど、今後の方策を検討している。

山口県の集落協定取組事例集(令和4年度)

(令和5年9月)

山口県農林水産部農村整備課

所在地： 〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話： 083(933)3423

F A X： 083(933)3429

E - m a i l： [a17500@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a17500@pref.yamaguchi.lg.jp)